

死亡された方が下記に該当する場合は、各課にてそれぞれの手続きが必要となります。

~~~~おくやみコーナーをご利用ください~~~~

ご家族の方がお亡くなりになると、さまざまな申請・届出手続きが必要になります。
ご遺族の負担を少しでも軽減するため、「おくやみコーナー」を設置し、
市役所で必要な手続きを支援します。

市役所本館1階 戸籍住民課（④番窓口と⑤窓口の間、エレベーターロビー前）
前日までに、来庁日時を電話にて要予約 戸籍住民課おくやみコーナー 059-382-9220
（平日8時30分～17時15分まで）

チェック欄	対象となられる方	手続き内容	担当課 電話番号は直通 市外局番 (059)
1	国民年金（各基礎年金）のみ受給していた方 または国民年金加入中の方	年金の未支給分等の請求 ※年金証書または基礎年金番号がわかるものが 必要です。	保険年金課 国民年金G 382-9401 1階①窓口
2	厚生年金のみを受給していた方、厚生年金と国民年金の両方を受給していた方 または厚生年金加入中の方	津年金事務所にお問い合わせください。	津年金事務所 (059) 228-9112
3	国民健康保険に加入していた方	国民健康保険被保険者証等の返還	保険年金課 資格給付G 382-7605 1階②窓口
4		国民健康保険葬祭費請求書の提出 *喪主が確認できる書類（会葬礼状等）が必要 です	
5	福祉医療費受給資格証を 持っていた方	受給資格証の返還 （後期高齢者医療被保険者の方は除く）	福祉医療課 福祉医療G 382-2788 1階③窓口
6		振込口座の変更	
7	後期高齢者医療保険に加入していた 方	後期高齢者医療被保険者証等の返還	福祉医療課 後期高齢者医療G 382-7627 1階④窓口
8		後期高齢者医療葬祭費支給申請書の提出 *上記申請には、死亡された方及び喪主を確認 できる会葬礼状等が必要になります。	
9	印鑑登録をしていた方・住民基本台帳カード・マイナンバー（個人番号）カードまたは通知カードを持っていた方	死亡された方の印鑑登録証（カード）・住民基本台帳カード・マイナンバーカードの返還（義務ではありませんので処分して構いません） *ただし、マイナンバー（個人番号）は死亡後の様々な請求で必要となる可能性があるため、各種手続きを終えてから処分してください。	戸籍住民課 1階 382-9013 証明G⑤窓口 327-5056 個人番号G⑬窓口
10	世帯主であった方	世帯主変更の届出（ただし、もともと2人世帯であった方は必要ありません）	382-9132 届出G⑧～⑫窓口
11	身体障害者・療育・精神障害者保健福祉のいずれかの手帳を持っていた方	各手帳の返還及び届出	障がい福祉課 382-7626 1階⑯窓口 382-7607 (FAX)
12	障がいによる手当を受給していた方	手当の受給資格喪失の届出	
13		手当の未支給分の請求	
14	おもいやり駐車場利用証を持っていた方	おもいやり駐車場利用証の返還	
15	65歳以上の方、又は40歳以上で介護保険の認定を受けていた方	介護保険被保険者証の返還	長寿社会課 382-7935 1階⑰窓口
16	市税が課税されていた方	口座振替の変更届（納付についてのご相談）	納税課 382-9008 2階⑱窓口
17	原動機付自転車・小型特殊自動車の名義の方	名義変更又は廃車の届出 （125ccを超えるバイクや軽自動車を持っていた方は、手続きをしていただく機関をご案内します。）	市民税課 税政G 382-9006 2階⑳窓口
18	市民税・県民税が課税されていた方	市民税・県民税通知書送付先設定（変更）申告書の提出	市民税課 市民税第一G 382-9446 2階㉑窓口
19	固定資産を所有していた方	相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書（相続登記が完了するまでの間、納税通知書等を受領・管理する方の指定をお願いします。）	資産税課 382-9007 2階㉒窓口
20	農地を所有していた方	農地法の規定による相続の届出書の提出 ※農地の相続が確定後にご提出ください。	農業委員会事務局
21	農業者年金を受給していた方	農業者年金死亡関係の届出書の提出 ※詳しくは、農業委員会事務局またはお近くの農協支店までお問い合わせください。	382-9018 7階㉓ 窓口

※各種の手続きには、届出人の印鑑（認印）等が必要になります。
（その他、通帳番号の記入等もありますので、ご不明な点がございましたら各課へ直接お尋ね下さい。）

死亡された方が下記に該当する場合は、各課にてそれぞれの手続きが必要となります。

チェック欄	対象となられる方	手続き内容	担当課 電話番号は直通 市外局番 (059)
22	山林を所有していた方	森林の土地所有者の変更届出（対象の森林について相続登記が完了してからのお手続きとなります。）	農林水産課 農林振興G 382-9017 7階(76)窓口
23	所有していた住宅等が空き家になる方	適切な管理をお願いします。なお、売却や賃貸を希望される方は鈴鹿市空き家バンクの登録をご検討ください。	住宅政策課 382-7616 10階(106)番窓口
24	市営住宅に入居されていた方	返還や同居者異動の届出 入居承継の申請	
25	児童手当を受給していた方	手当の未支給分の請求及び新規認定請求	子ども政策課 382-7661 11階(115)窓口
26	児童扶養手当を受給していた方	手当の未支給分の請求	
27	市立小中学校・幼稚園の学校給食費負担者	学校給食費負担者変更の手続き (給食申込書等を提出済の場合)	教育総務課 382-1214 11階(112)窓口
28	水道・下水道使用契約者の方	使用中止または使用者の名義変更の手続き	鈴鹿市上下水道局お客様センター（鈴鹿市上下水道局内） 368-1671

R 6 . 4

※各種の手続きには、届出人の印鑑(認印)等が必要になります。
(その他、通帳番号の記入等もありますので、ご不明な点がございましたら各課へ直接お尋ね下さい。)